

青森県報

第二千六百九十七号

平成十八年
十月二十五日
(水曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高 齢 福 祉 課）	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	（ 同 ）	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	（ 同 ）	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（ 同 ）	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	（ 同 ）	三
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	（ 道 路 課 ）	三
道路の区域の変更	（ 道 路 課 ）	三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	（ 民 生 活 課 ）	四
大規模小売店舗の新設に関する届出	（ 文 化 課 ）	四
土地改良区の定款変更の認可	（ 経 営 支 援 課 ）	四
土地改良事業計画変更の認可	（ 農 村 整 備 課 ）	五
新規土地改良事業施行認可申請の適当の決定	（ 同 ）	六
出先機関	（ 同 ）	六
換地計画認可申請の適当の決定	（ 農 上 北 地 事 務 所 ）	六

告 示

青森県告示第七百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	指定居宅サービス事業者 主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
鎌田設備工 業株式会社	弘前市大字藤野 一丁目六の二	福祉用具 貸与	水彩工房弘 前中央店	弘前市大字百石 町四三	平成 一六・九・三
鎌田設備工 業株式会社	弘前市大字藤野 一丁目六の二	福祉用具 貸与	水彩工房弘 前中央店	弘前市大字百石 町四三	平成 一六・九・三
株式会社 株 世	弘前市大字五代 字從弟沢一〇三 〇の五〇	通所介 護	デイサ ンター 高館山温 泉	弘前市大字五代 字從弟沢一〇三 〇の五〇	平成 一六・九・三
合資会社 つた いな い 商 事	南津軽郡田舎館 村大字畑中字上 野一三八	訪問看 護	早稲田ケ アサポ ート	弘前市大字早稲 田四丁目七の九	平成 一六・九・三
社会福祉法 人弘前愛成 園	弘前市大字豊原 一丁目一の三	訪問看 護	自由ヶ丘 テニ ス	弘前市大字金属 町五の三〇	平成 一六・九・三
社会福祉法 人弘前愛成 園	弘前市大字豊原 一丁目一の三	訪問看 護	自由ヶ丘 テニ ス	弘前市大字金属 町五の三〇	平成 一六・九・三
社会福祉法 人弘前愛成 園	弘前市大字豊原 一丁目一の三	特定施設 入居者生 活介 護	養護老人 ホ ム	弘前市大字豊原 一丁目三の四	平成 一六・九・三

青森県告示第七百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人報徳会	黒石市大字赤坂字池田一三六	特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム景楓荘	黒石市末広五三の一	"
社会福祉法人弘前愛成園	弘前市大字豊原一丁目一の三	特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム津軽ひかり荘	弘前市大字百沢一七五	"

株式会社ふれあい福祉サービス	弘前市大字中野四丁目六の九	訪問介護	ふれあい福祉サービス	弘前市大字中野四丁目六の九	平成一六・〇・一
株式会社ふれあい福祉サービス	弘前市大字中野四丁目六の九	訪問介護	ふれあい福祉サービス	弘前市大字中野四丁目六の九	"
社会福祉法人松緑福祉会	上北郡六ヶ所村大字出戸字柵沢一三〇の二三	訪問入浴介護	ぼんてん荘デイサービスセンター	上北郡六ヶ所村大字出戸字柵沢一三〇の一六	一六・七・三
医療法人平成会	八戸市湊高台二丁目四の六	訪問介護	介護老人保健施設ナール・オーリア・ブム	八戸市湊高台二丁目四の六	一六・九・三〇

青森県告示第七百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
株式会社ふれあい福祉サービス	株式会社ふれあい福祉サービス	弘前市大字中野四丁目六の九	ふれあい福祉サービス	弘前市大字中野四丁目六の九	平成一六・〇・一

青森県告示第七百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
鎌田設備工業株式会社	鎌田設備工業株式会社	弘前市大字藤野一丁目六の二	介護予防福祉用具貸与	水彩工房弘前中央店	弘前市大字百石町四三	平成一六・九・三
鎌田設備工業株式会社	鎌田設備工業株式会社	弘前市大字藤野一丁目六の二	介護予防福祉用具貸与	水彩工房弘前中央店	弘前市大字百石町四三	"

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十一月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	県道	山田鶴田線	北津軽郡鶴田町大字廻堰字米出四五の一から北津軽郡鶴田町大字木筒字西柳川五九の一まで		後	前	一、四七七・〇〇メートルから二、四・〇〇メートルまで	一、四七七・〇〇メートル

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十八年十月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くるみの里
- 三 代表者の氏名
泉山 彰
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市吹上二丁目一の一の三七

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市内及びその周辺地域に在住する知的障害児者及び身体障害児者に対し、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが住みよい社会の構築を目指すとともに、福祉サービスの向上に寄与する事を目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダモール大畑
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
前田商事株式会社
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

2 株式会社丸大サクラ井薬局

青森市大字三内字玉作二の二七七

代表取締役 櫻井清

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年六月十四日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二九二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一五九台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐車場の位置及び収容台数

七八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一六二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社マエダ

開店時刻 午前九時（ただし、年間六十日間午前七時）

閉店時刻 午前

零時

(二) 株式会社丸大サクラ井薬局

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分（ただし、年間六十日間午前六時四十五分）から午前零時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

八 届出年月日

平成十八年十月十三日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成十八年十月二十五日から平成十九年二月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年二月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大豆

田土地改良区の定款の変更を平成十八年十月十六日認可したので、同条第三項の規定

により公告する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、大豆田土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十八年十月十六日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理

新規土地改良事業施行認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、蓬田村土地改良区が新たに行う長科地区の土地改良事業の施行認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十八年十月二十六日から同年十一月二十四日まで

三 縦覧の場所

蓬田村役場

出 先 機 関

換地計画認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、六戸町坪毛沢地区土地改良事業共同施行前村長政ほか四十六人に係る坪毛沢地区の換地計画の認可の申請を適当と決定したので、同法第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月二十五日

上北方農林水産事務所長 小山田 久

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年十月二十六日から同年十一月二十四日まで

三 縦覧の場所

六戸町役場

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭